

## 小学校歴史教科書における寺子屋記述

白 石 崇 人

Takato SHIRAISHI : Descriptions of Terakoya in History Textbooks for Elementary Schools

本稿は、小学校歴史教科書における寺子屋記述の変遷を検討し、小学校歴史教材として「寺子屋」がどう位置づけられてきたか明らかにする。小学校歴史教科書における寺子屋記述は、教育課程の改革と、明治期以降の日本教育史研究を受けて変化する寺子屋認識を背景とし、教材としての性格を変化させてきた。現在の小学校歴史教科書では、寺子屋は江戸中期以後の文化発展の原動力として捉えることが多いが、そのような寺子屋認識は「当たり前」ではなかった。

キーワード：寺子屋、小学校、教科書、歴史教育、日本教育史研究

### はじめに

本稿の目的は、小学校歴史教科書における寺子屋記述の変遷を検討し、「寺子屋」が小学校歴史教材としてどのように位置づけられてきたか、明らかにすることである。

近年の教育史研究では、知を伝達する様々な媒体・媒介（メディア）に注目し、学校研究だけでは見えてこない教育・人間形成の有り様を捉えようとする研究が現れてきた<sup>1)</sup>。歴史教科書は、国家によって大量生産・供与されるマスメディアとしての「公共性」と「形式」を有し<sup>2)</sup>、著書の歴史観を明確な自己主張ではなく事実の選択・排列・叙述によって展開するメディアである<sup>3)</sup>。また、著者が明確に意図してなくとも、慣例的に継承されてきた教科書記述の仕方そのものに、著者個人を超えた歴史観が存在する<sup>4)</sup>。歴史教科書の教材の背景には、特定の歴史観が存在する。

教科書教材として採用されるのが「当たり前」になった教材が多い。特定の教材を「当たり前」と見る意識は、背景にある歴史観を読み取りにくくし、

この教材を何のために教えるのかという視点を見失わせる。背景にある歴史観を認識しない教材研究は、「見えていない」歴史観に無意識に拘束されていないか。そのままでは、教師が本当の意味で自由に創造的な実践を行うことは難しいのではないか。この教材は、どのような歴史観を背景にして取り上げられてきたのか、教材記述の歴史から教材を考えることは、重要な研究となる。

本稿は、近世の文化史において「当たり前」のように取り上げられることの多い「寺子屋」の記述内容を対象とし、その背景にある歴史観を検討する。本稿の分析対象は、小学校段階の歴史を扱う教科（歴史科・日本歴史科・国史科・社会科）の教科書とし、これを「小学校歴史教科書」と総称する<sup>5)</sup>。歴史教科書の記述は、当時の教育課程および研究上の歴史認識に重要な影響を受ける。そのため、以下では、それぞれの時代ごとに、小学校教育課程の特徴および日本教育史研究上の寺子屋認識に留意しながら、小学校歴史教科書の寺子屋記述を検討する<sup>6)</sup>。

## 1. 寺子屋記述の出現

### (1) 明治初年における寺子屋否定

明治5（1872）年、学制が颁布され、日本に近代学校制度が導入された。学制期には、上等小学の教科として「史学大意」科が置かれ、『国史略』や『万国史略』などを教科書として、歴史教育が行われた。当時の小学校歴史教科書の内容は、天皇年代史の編年体で構成されたものが多かった。

明治5年、文部省から小学校歴史教科書『史略』全4冊が出版されている。その日本史部分にあたる第1冊皇国の部は、神代から明治天皇までの天皇について編年体で記述された。同書には寺子屋に関する記述は見あたらない。明治8（1876）年、文部省は、この『史略』の皇国の部を拡充し、小学校歴史教科書として『日本略史』を出版した。しかし、やはり寺子屋記述は見あたらない。

当時の文部省は、どのように寺子屋を認識していたのか。明治5年5月28日、文部省は小学校教員養成の重要性を訴えるため、正院へ「小学校教師教導場ヲ建立スルノ伺」を提出した。ここには、以下のような寺子屋批判が述べられている<sup>7)</sup>。

或ハ之ヲ学ブモノトイヘドモ、多クハ之ヲ寺子屋ナル者ニ委ネ、其師匠ナル者ハ大概流落無類ノ禿人自ラ糊スル不能ルモノニシテ、素ヨリ教育ノ何物タルヲ不弁。其筆算師ト称シ、書読師ト称スルモ纔ニ其一端ニ止ルノミ。而其教浅々。タトヒ之ヲ習トイヘドモ、以テ普ク物理ヲ知ルニ不足。其不学ルモノト相去ル不遠。

当時の文部省は、寺子屋師匠は「教育」をわきまえない者であり、寺子屋で学んでも学ばないのと同じであると断言していた。さらに、寺子屋の教育方法をも、以下のように厳しく批判した<sup>8)</sup>。

或ハ之ヲ教ユルニ其規則ナキヲ以テ、子弟ヲ集ムル數十百人、朝ヨリタニ至ル聲音囂々、唯其囂然之ヲ以テ教學トス。亦一般幼学所ノ風ナリ。是以其教ヲ受クルモノ、終年之ヲ計ルトモ得ル

所アル不能。

以上のように、明治初年の文部省は、学制によって導入された近代学校制度とは相容れないものとして寺子屋を厳しく批判し、排除・克服すべきものとして捉えていた。このような寺子屋認識の下には、小学校歴史教科書に寺子屋を記述する向きは現れようもなかった。

### (2) 明治10年代の文部省における寺子屋研究の開始

明治9（1876）年、文部省は、D. モルレー（文部省学監）に米国開国百年記念博覧会に陳列するための日本教育史書の編纂を委嘱し、“An Outline History of Japanese Education”を編集させた。明治10（1877）年、文部省はこの書を翻訳および大幅に加筆し、わが国最初の日本教育史書とされる『日本教育史略』として出版した。モルレー執筆（小林儀秀訳）の「概言」には、江戸期の「平民ノ児童」における「私学校若クハ私校師ニ就テ其教ヲ受クル」慣習が指摘され、当時の「工商ノ輩」が簡易な読書算を行ひえた要因を指摘した<sup>9)</sup>。ここでは「私学校」「私校」とあるが、これは寺子屋を含む私立教育施設を指していると思われる。

『日本教育史略』には、モルレーの「概言」に続いて、大槻修二編・那珂通高校訂の「教育志略」が収録された。近世教育史を叙述した「諸藩ノ学校並私学」では、以下のように述べられている<sup>10)</sup>。

徳川氏以来私学ノ建置ハ寥々乎トシテ世ニ聞ユルコト無シ。然レドモ、文ヲ説キ、学ヲ講ズル者、皆門戸ヲ建テ、家塾ヲ設ケ、生徒ヲ集メテ教授ヲ事トシ、或ハ手跡習字ヲ以テ童蒙ヲ教育スル者アリ。是皆私学ト称セザルコトヲ得ズ。ここでは「寺子屋」という用語を使ってないが、子ども向けの手習塾を「家塾」または「私学」の一種に含めていた。『日本教育史略』では、寺子屋において武士以外の人々が読書・計算能力を身につけていたことが指摘されていた。

寺子屋を含む私学・家塾への関心は、明治17（1884）年2月に文部省庶務局から刊行された『日本教育概

覧』にも見られた。同書の第五「教育沿革概略」には、江戸期の記述のなかにおいて、以下のように記されている<sup>11)</sup>。

町村ニ郷学私塾アリ。其教授ノ目的ハ各自ノ定ムル所ニシテ、未ダ政府ニ於テ規定スル所ノ方法アラズ。然レドモ其初等ノ教育ニ至リテハ全国至ル所其設ケアラザルハナシ。

ここでは、初等教育施設としての「郷学私塾」に言及している。郷学・私塾とあるが、先の『日本教育史略』の記述を踏まえると、この記述は寺子屋に関わる記述であろう。この「教育沿革概略」は、古代から明治13（1880）年の教育令改正までの教育史を約600字で記述したが、そのうち74字（上記引用部分）を寺子屋関係の記述に割いた。

明治10年代における文部省発行の日本教育史書には、文部省の寺子屋に対する高い関心を見て取れる。これらは、明治5年頃のものとは明らかに違うものであった。

### （3）紀事本末体的内容編成の教科書における寺子屋記述の出現

明治14（1881）年、小学校教則綱領の公布により、小学中等科の教科として「歴史」科が置かれた。同綱領によると、歴史科は、「建国ノ体制、神武天皇ノ即位、仁徳天皇ノ勤儉、延喜天暦ノ政績、源平ノ盛衰、南北朝ノ両立、徳川氏ノ治績、王政復古等緊要ノ事実、其他古今人物ノ賢否、風俗ノ変更等ノ大要ヲ授クベシ」とされ、務めてそれら沿革の原因結果を了解させ、とくに「尊皇愛國ノ志氣」を養うことを目指とした。これにより、小学校歴史教育は日本史教育に限定され、内容編成の形式を従来の天皇年代史的編年体から政治・事件・人物・風俗に関わる紀事本末体へと移行させることになった。

小学校教則綱領以後の小学校歴史教科書には、まれに寺子屋記述も見られるようになった。例えば、椿時中編『小学国史記事本末』下巻（明治16（1883）年分版）には、「徳川氏中興」の項において以下のよくな記述があった<sup>12)</sup>。

〔徳川吉宗は〕倫理ヲ重ジ、儒臣ニ命ジ六諭衍義ヲ訓点シ、五倫五常名義ヲ撰ビ以テ天下ニ頒布シ、児童ニ就学セシム

享保7（1722）年、徳川吉宗は、室鳩巣に命じて『六諭衍義大意』をつくらせた。この『六諭衍義大意』は、以後、寺子屋で手習い手本として多く使われるようになった。椿編の教科書は、これを吉宗の事蹟として記述したのである。

明治10年代の小学校歴史教科書は、未だ従来通り天皇年代史的編年体のものが多かった。しかし、小学校教則綱領に従って、記事本末体で編纂されるものも次第に現れてきた。そのなかで、寺子屋記述も、小学校歴史教科書に現れたのである。

## 2. 寺子屋記述の発展

### （1）文部省発の寺子屋研究の進展

文部省は、明治16年2月に文部省達第1号を発して以来、学制頒布以前の全国の教育事情について調査を行った<sup>13)</sup>。文部省は、明治17年の『日本教育概覧』に続き、明治20（1887）年12月に『日本近世教育概覧』を刊行した。『日本近世教育概覧』の「第二小学校」の冒頭では、以下のように述べられている<sup>14)</sup>。

維新以前児童ニ初等教育ヲ授ケタルハ藩学、郷学、私塾ノ初級及ビ寺子屋等アリ。（略）私塾寺子屋ハ人民ノ自由ニ設立スルヲ得ルモノニシテ、其教科ハ種種ナレドモ、（略）寺子屋ハ近易ナル読書、習字、算術ヲ教フ。但其学ブト学バザルトハ各人ノ自由ニ在ルヲ以テ、修業年限等ノ如キハ固ヨリ定ムル所ナシ。

ここでは、初等教育機関として寺子屋が明確に位置づいている。また、人々が寺子屋を自由に設立し、自由に読書算を学んだことが示された。

『日本近世教育概覧』では、寺子屋と小学校との関係について、次のように述べている<sup>15)</sup>。学制以前の京都における小学校設置について、「稍々寺子屋ノ面目ヲ改メタルニ過ギズ」と指摘した。学制以後につ

いては、「從來私塾、寺子屋ノ中、其組織ノ整ハザルモノハ之ヲ廢止シ、更ニ公立学校ヲ設立セリ」とある。『日本近世教育概観』は、明治17年の『日本教育概観』に示された寺子屋認識を進め、近世日本の初等教育機関の一つとして寺子屋を明確に位置づけ、小学校との歴史的関係性を意識的に叙述した。

明治23（1890）年11月、文部省は、師範学校の日本教育史教科書として、佐藤誠実編『日本教育史』上巻を刊行した。佐藤は、『古事類苑』の集大成を行った国学者であり、日本文化史の知識を駆使して同編を編纂した。上巻第5編（文治元（1185）年～慶長4（1599）年）の文学の項には、「当時ノ書冊ニ、小学、村校等ノ字面アレド、皆寺院ニ於テ学ヅト謂フナリ」と述べ、当時の「小学」「村校」などの学校は、すべて寺院のこととしている<sup>16)</sup>。さらに、明治24（1891）年3月に出版された佐藤編『日本教育史』下巻には、第6編（慶長5（1600）年～慶応2（1866）年）の「私塾」の項に、以下の記述があった<sup>17)</sup>。

其他、手習師匠ト称スル者、専ラ習字ヲ教ヘ、傍ラ素読、算術ヲ教フル者多ク、概ネ通学ナリ。農、工、商ノ児童ハ、皆此手習師匠ノ薰陶ヲ受クルヲ以テ常トス。而シテ其齡六・七歳ヨリ始テ入学シ、其退学ハ、概ネ十二・三歳ノ此ニ在リ。其業ニ就クヤ、辰刻ニ始メ、未刻ニ訖リ、酷暑ノ比ハ、卯刻ニ始メ、午刻ニ訖リ、休暇ハ、毎月一次、及五節供等ナリ。其淨書シテ正ニ師ニ乞フヤ、月ニ六次ニシテ、其間、大済、席書、書初等ノ事アリテ、以テ其業ヲ励マシタリ。是レ江戸ニ就テ、其梗概ヲ言ヘル者ナレバ、地方ニ由リテハ、差異ナキコト能ハズ。

この部分は、「寺子屋」という文言を使っていないが、寺子屋における手習を記述したものである。

明治23年から25（1892）年にかけて、文部省は明治16年以来収集してきた教育史資料をまとめ、『日本教育史資料』全9冊・附図を編纂し、出版した。『日本教育史資料』第1冊～7冊には、およそ全国の旧藩内における寺子屋の概要を記した。同第8冊・第9冊には、「私塾寺子屋表」上下を所収し、各寺子屋

の名称・学科・旧管轄・所在地・開業年・廃業年・男女教師数・男女生徒数・隆盛年代・調査年代・塾主名称族籍を一覧表に整理した。

『日本教育史資料』は、以後の寺子屋研究に刺激を与えた。直近のものでは、大日本教育会が、『日本教育史資料』において藩校研究に比べて寺子屋の教育法に関する研究が進んでいないとし、独自に研究調査を進め、明治25年に『維新前東京私立小学校教育法及維持法取調書』を出版している<sup>18)</sup>。

## （2）徳川吉宗に関する教材としての寺子屋

小学校教則綱領に示された歴史教育内容の構成は、明治19（1886）年公布の「小学校ノ学科及其程度」にも引き継がれた。また、同年には、教科書検定を導入され、文部省の提示する教育課程に基づく小学校歴史教科書の内容統制が制度化された。以後の小学校歴史教科書の内容構成は、従来の天皇年代史的編年体から政治・人物・風俗などの紀事本末体のものが主流となっていく。この時期の寺子屋記述は、例えば、山県悌三郎『小学校用日本歴史』卷之下（学海指針社、明治21（1887）年刊）の「第53 吉宗ノ中興 寛政ノ治」において、以下のように記された<sup>19)</sup>。

享保ノ初メ、（中略）而シテ都鄙並ニ家塾ヲ開テ児童ヲ集メ、読書習字ヲ教フルモノ、所トシテ在ラザルナシ。市中ニハ寺子屋ト曰フ。蓋シ其初メ寺院ニ於テ教授セルガ故ニ此名アルナリ。

ここでは、吉宗の治世である享保期の歴史教材として、寺子屋を扱っている。はっきりと「寺子屋」という用語を用い、その由来までも紹介した。また、同書には寺子屋の図が描かれた<sup>20)</sup>。この図では、師匠が一人の子どもについて個別指導し、指導を受けた子どもはおとなしくしている。師匠を取り囲むように机を並べ、子どもたちが肅々と手習いをする様子が描かれた。なお、山県の教科書に所収された図は、教科書に所収された寺子屋図の最も早いもの一つと思われる。

### (3) 郷土史教材としての寺子屋

明治23年、第2次小学校令の制定により小学校教育の目的として、「児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ケル」ことを定めた。このとき、尋常小学校の選択科目および高等小学校の必修科目として「日本歴史」科が置かれた。小学校日本歴史科は、小学校教育の目的に基づきつつ、明治24年公布の小学校教則大綱により、「本邦国体ノ大要ヲ知ラシメテ、国民タルノ志操ヲ養フ」ことを目標とした。

先ほど、山県悌三郎著の教科書に寺子屋が記述されたことに言及したが、同じ著者の教科書である山県悌三郎『帝国小史』巻之二（文学社、明治26年刊）には、寺子屋記述は見あたらない。そもそも同書には、吉宗または享保期が取り上げられていなかった。金港堂編『小学校用日本歴史』前編第三巻（明治27年刊）にも寺子屋記述は見あたらない。同書は、吉宗に言及したが、大岡越前守について教える際に少し触れたに過ぎなかった。学海指針社編『新撰帝国史談』前編巻三（明治32年刊）は、吉宗に1章を割き、『六諭衍義大意』にも言及したが、それでも寺子屋記述は見あたらない。

なお、小学校教則大綱では、尋常小学校日本歴史科において通史を学ぶ前に「郷土ニ関スル史談」を学ぶことを定めた。そのため、各府県・地方において郷土史教科書が編纂された。例えば、村上政太郎『三重県史談』（崇文堂、明治26（1893）年刊）には、以下の記述があった<sup>21)</sup>。

民間の教育は如何といふに、各藩の下、多くは寺子屋とて、今日の小学校の如きものありき、されど其の教ゆる所、習字と日用文を修めしむるにすきず、且つ又朝の間に少しく書物の素読を教ゆることもありしが、概して習字の一方に力を入れしむるのみ

ここでは、藩校とは違う「民間の教育」の場として、寺子屋が取り上げられている。

寺子屋記述は、明治10年代後半に吉宗の治世を説明する教材として小学校歴史教材化が始まり、明治

20年代前半には郷土史でも取り上げられるほど、より豊かな内容を持つようになった。しかし、当時、寺子屋を教材化した教科書はそれほど多いわけではなく、未だ初等普通教育必須の教材として定着したとまではいえない。寺子屋記述は、「国体ノ大要」を理解し、「国民タルノ志操」を養う小学校日本歴史科の目標達成には、必ずしも必須とは考えられていなかった。

### (4) 人物主義的内容構成の教科書における寺子屋の教材化の可能性

表1は、明治20年代における小学校歴史教科書（山県悌三郎著）の目次の変遷を示した表である。表1によれば、小学校歴史教科書が、明治20年代前半から後半にかけて、紀事本末体の内容構成から人物主義的内容構成へと移行していくことがわかる。これは、明治20年代後半に、教育社会においてヘルバート主義教育学が流行し、その影響を受けたためであった。明治20年代後半以降、小学校歴史教科書の内容構成には、このような人物主義が一般的に見出される。

普及舎『小学国史』巻三（普及舎、明治34（1901）年）には、第5課「徳川吉宗」のなかで次のように述べている<sup>22)</sup>。

表1:明治20年代小学校歴史教科書目次の変遷

山県悌三郎『小学校用日本歴史』巻之下(学海指針社、明治21年)	山県悌三郎『帝国小史』巻之二(文学社、明治26年)
第八篇 紀元二千三百三十三年 正親町天皇ノ天正三年引、後陽成天皇ノ慶長七年ニ至ル、凡ソ二十九年。	第十三 平清盛 平重盛 第十四 源頼朝 源義経 第十五 北条時宗 元寇 第十六 楠正成 楠正行 第十七 足利義満 第十八 上杉謙信 川中島の戦
第四十六 織田信長 豊臣秀吉 第四十七 朝鮮征伐 第四十八 関原ノ大戦 第四十九 小田豊臣二氏ノ政治 第五十 紀元二千二百六十三年 後陽成天皇ノ慶長八年引孝明天皇ノ慶應三年ニ至ル、凡ソ二百六十五年。 第五十一 徳川氏ノ勲業 第五十二 耶蘇教ノ禁 第五十三 文教ノ振起 第五十四 農工商業ノ振興 第五十五 諸藩ノ事蹟 第五十六 外國ノ来鑑 第五十七 大政ノ奉還 第五十八 徳川氏ノ政治ビ風俗	第十九 織田信長 第二十 豊臣秀吉 第二十一 徳川家康 第二十二 徳川家光 第二十三 徳川時代の学者 第二十四 維新 第二十五 西郷隆盛 西南の役

此の頃、儒者に室鳩巣あり。吉宗、之を顧問として多く其の言を用ゐ、嘗、六論衍義の大意を、平易に訳せしめ、之を寺子屋の師匠に授けて、生徒に教へしめ、（後略）

ここでは、「寺子屋」という用語を用い、吉宗の事蹟として『六論衍義大意』に言及した。

寺子屋は、明治10年代から徳川吉宗と関連させて小学校歴史教材化されることになった。それは明治20年代から30年代にかけても同じであった。明治20年代後半以降における人物主義的内容構成の流行をうけて、吉宗に関する教材として定着する可能性も十分あったと思われる。しかし、寺子屋を教材化する教科書が多くなかったのも事実であった。この状況下で、時代は小学校歴史教科書の国定化を迎えた。

### 3. 寺子屋記述の再発見

#### (1) 国定尋常小学校教科書における寺子屋記述の不在

明治37（1904）年、国定の小学校歴史教科書が使用され始め、全国の教科書教材が画一化された。国定小学校歴史教科書において、寺子屋記述はどのように扱われたか。本研究にあたって、『小学日本歴史』二（第1期、明治36（1903）年刊）、『尋常小学日本歴史』卷二（第2期、明治42（1909）年刊）、『尋常小学国史』下巻（第3期、大正10（1921）年刊）、『尋常小学国史』下巻（第4期、昭和10（1935）年刊）、『小学国史』下巻尋常科用（第5期、昭和16（1941）年刊）、『初等科国史』下巻（第6期、昭和18（1943）年刊）の近世部分を検討したが、寺子屋に関する記述は見あたらない。これは、明治37年の教科書国定化を境に、寺子屋が尋常小学校の歴史教材として積極的に位置づけられなくなったことを意味する。

とはいえる、日本教育史における寺子屋の意義が見失われたわけではなかった。明治43（1910）年、文部省は、日英博覧会出陳のため、日本教育通史を白石正邦に委嘱して編纂させた。そして、それを文部省編『日本教育史』（弘道館、明治43年刊）として出

版した。同著の第4編近世期の第1章「総説」では、以下のように述べられている<sup>23)</sup>。

八代将軍吉宗は、愈々教育の普及に尽瘁し、木門十哲の一人なる、室旭巣に命じて、六論衍義大意、五常和解、五倫和解等を編述せしめ、江戸の手習師匠に命じて、童蒙の手本に供せしめしことは、有名な事実なり。

徳川吉宗と寺子屋との関連は、小学校歴史教科書において取り上げられなくなつたが、決して忘れられてはいなかつた。むしろ「有名な事実」として位置づけられていた。また、第4編第3章の「学校教育」の項では、以下のように述べた<sup>24)</sup>。

寺子屋の名目は、初め寺院の一部を以て、校舎に充て、寺僧が其教師の任を尽せしに始まるものにして、鎌倉時代に淵源す。然れども、後には、民家を校舎に仮用し、自から児の教育を為せし者、即はち、所謂手習師匠をも、混同して、童寺子屋と称するに至れり。手習師匠の身分は、幕臣、藩士、浪人、隠居又は書家等、最も其多きにありて、多くは生徒より受くるの謝義を以て、糊口の一助となせり。寺子屋に於ける学科は、読書、作文、修身、礼法及び書の数科に過ぎず、多くは商売往来、謹身往来等の往来物を以て、其教科用に供せし者にて。一部の書に依りて、前数科教授の目的を果せる者なるが故に、教授の不完備なることは勿論、諸種の弊害も、亦た伴ふて起れるには相違なきも、現今の如き分科の多き、小学制度と比較する時は、前者の方法、必ずしも排斥すべきに非ず、此辺に吾人の研究に価すべし所と為す。

ここでは、鎌倉時代における寺院教育が、寺子屋の起源として確認されている。また、当時の細分化された小学校教育を見直す資料として、寺子屋の研究上の意義が認められていた。

小学校歴史教科書（尋常科）の教材としての寺子屋は、検定制下では記述されることもあったが、国定制下では記述されなかつた。国定制の時期、寺子屋は、小学校教育改革の資料として専ら研究上の対

象として見なされていた。これは、小学校の起源・伝統を追究する意図で行われていた、明治10年代以降の寺子屋研究の延長とも考えられる。寺子屋記述は、教育研究の対象としての地位を確立した一方で、尋常小学校の歴史教材として積極的に位置づけられなくなつた。

### (2) 『くにのあゆみ』における寺子屋の再発見

昭和21（1946）年9月、敗戦による新体制に対応するため、第7期（最終）の国定教科書『くにのあゆみ』が発行された。表2は、第6期国定教科書『初等科国史』と『くにのあゆみ』との近世部分の目録を比較したものである。『くにのあゆみ』は、従来の皇国主義的・軍国主義的な内容編成を時代史的なものへ再編成し、従来あまり取り上げられなかった民衆生活に関する教材を多く採用した。表2によれば、近世部分においてもそのような内容編成に変化したことを見て取れる。

『くにのあゆみ』の「第八 江戸と大坂」の「三 学問の道」には、「儒教と寺子屋」の項目が現れた。そこでは、寺子屋について、以下のように記述されている<sup>25)</sup>。

儒教の教へをひろく学ばせるために、幕府では昌平坂に学問所を設けましたが、地方の藩でも藩学をおいて、武士の少年たちを教へました。

町でも農村でも、子供たちは寺子屋に通って、読み書きを学びました。ざしきの正面に机をおいた師匠の前に、小さな机をならべて、おとなしく手習ひをしたり、また一人一人師匠の前に出て、いろいろな本の読み方を習ひました。

表2:『初等科国史』と『くにのあゆみ』との近世部分目録の比較

『初等科国史』下	『くにのあゆみ』下
第九 江戸と長崎	第七 江戸幕府
一 参勤交代	一 江戸の城
二 日本町	二 朱印船
三 鎮国	三 鎮国
第十 御恵みのもと	第八 江戸と大阪
一 大御心	一 農村と町
二 名藩主	二 元禄のころ
三 国学	三 学問の道
第十一 うつりゆく世	第九 幕府の衰亡
一 海防	一 世界の動き
二 尊皇攘夷	二 町人の力
	三 開国

ここでは、近世における儒教普及の文脈において、町や農村における寺子屋が取り上げられた。

『くにのあゆみ』編集の中心人物の一人であった丸山国雄（文部省教科書局図書監修官）は、『くにのあゆみ』の「儒教と寺子屋」の部分について、以下のように解説した<sup>26)</sup>。

庶民教育については、官府の顧みざるところであって、庶民の自治にまかせていた。即ち庶民教育の唯一の機関は寺子屋であって、児童は読みそろばんを習った。（略）こうした教育も概ね儒者によって行われたのであるが、江戸時代に於いては、何故に儒学が尊重されたか、儒教の教義は簡単に説明し得ないが、その著しい特色は、人為を尊んで自然を抑え、節度を重んじて自由を軽んじ、義務を重視して権利を軽視し、訓述に拘泥して、新義を抑えるところに存した。かゝる教義は、封建制維持の根幹をなす武家階級の地位と特権を擁護するために最も都合よきものである。（略）芸術は当代に於いて上層階級から解放され、国民芸術を生んだが、眞の自由の花は未だ開かず、儒教的勸善懲惡主義を以て律せられていた。

つまり、丸山は、寺子屋を封建制維持の教義である儒教を普及させた唯一の庶民教育機関として把握していた。『くにのあゆみ』における寺子屋記述は、明治期のような小学校の前身や教育改革の資料としてではなく、近世社会独自の民衆統治のあり方を示す教材として扱われたのである。

### (3) 封建・身分制維持機関としての寺子屋認識

昭和期の寺子屋研究は、昭和4（1929）年に大きな進展を見せた。乙竹岩造『日本庶民教育史』と石川謙『日本庶民教育史—近世に於ける教育機関の超封建的傾向の発達』とが出版されたのである。乙竹著は、寺子屋研究の意義を、①寺子屋における教育の本質の発見、②庶民の教育要求の自覚と現出過程の発見、③地方における特色ある教育活動の発見に見出した<sup>27)</sup>。乙竹の研究は、寺子屋独自の庶民性を

強調するものだった。一方、石川著は、寺子屋の中世寺院起源説を批判し、その世俗的・地域的・民衆的性格を強調した<sup>28)</sup>。さらに、そこに農民の独立・自立を促進する近代社会の先駆け的役割を認め、寺子屋の前近代性を指摘した。また、就学者数の算出を行った。

昭和4（1929）年に発表された乙竹岩造と石川謙との日本庶民教育史研究は、詳細な事実に基づく寺子屋研究であった。両者の研究における寺子屋は、小学校の前身や教育改革の直接的資料というより、教育の本質や庶民の教育要求、地域性、世俗性、近代性、就学問題などにせまる教育学研究の重要な対象として位置づけられていた。

ただ、このような寺子屋研究に対する批判もあった。例えば、広岡亮藏は、藩校・心学とともに寺子屋を「すべてでないまでも多分に封建的反動の政治の一環としての教育」だと述べ、江戸時代の教育と明治近代教育とを安易に連続発展的に結びつける見解を批判した<sup>29)</sup>。このような立場からの研究は、商品経済の発展による封建制の崩壊を防ぐ幕府・藩主の政策の一環として、寺子屋を捉えていた。このような寺子屋認識が、『くにのあゆみ』の寺子屋記述の背景にあったわけである。

昭和22（1947）年5月、学校教育法施行規則が公布され、国史科に代わり、歴史・地理・公民的内容を包摂して「社会」科が設置された。以後の小学校歴史教育は、この社会科において行われていく。昭和22年発表の『学習指導要領社会科編（試案）』によると、社会科の教材は、「民主主義社会とはいかなるものであり、どうすれば健全に発達して行くかを理解せしめるにあるもの」とされた。昭和22年から24（1949）年にかけて教科書検定制度が整備されると、小学校歴史教科書は、学習指導要領に準拠しつつ民間で編纂され、教育基本法・学校教育法の趣旨に照らされて検定を受けた後、選択・使用されることになった。

昭和23（1948）年ごろから文部省著作教科書となると検定教科書が使用されるようになった。小学

校歴史教科書は、『くにのあゆみ』から検定教科書へと移行していく。例えば、検定教科書の海後宗臣『改訂新しい社会科』四年上（東京書籍、昭和26（1951）年）には、士農工商の仕組みを説明する文脈において、以下のように寺子屋に言及している<sup>30)</sup>。

今、洋一がかよっている石田小学校は、はじめこの町にいた大名がたてたもので、そのころはさむらいの子どもしか行けなかつたのだよ。そのほかの子どもたちは、てら子屋というところでべんきょうしていたのだよ。

また、日本社会科教育連盟『標準小学社会』六年上（教育出版、昭和29（1954）年）では、「国学と洋学」の項において、武士の子どもとは別に町人や農民の子どもが寺子屋に通って読書算を学んだことが記された<sup>31)</sup>。

昭和30（1955）年、小学校学習指導要領社会科編の改訂版が公示された。それまでの小学校学習指導要領が、内容について明示的に示してこなかったのに対し、この昭和30年版のものは教育内容をより明確化した。ここで、「各学年の目標と学習内容」の第6学年の内容3-(3)には、「武家政治でも江戸幕府の諸政策によって世の中の秩序や人々の身分が固定した時代」があることを扱うことを示している。これを受けて、同教科書の新訂版の日本社会科教育連盟『標準小学社会新訂版』六年上（教育出版、昭和31（1956）年）では、「国学と蘭学」の項で、儒学奨励の文脈において以下のように記している<sup>32)</sup>。

徳川幕府は、学問をすすめて、大学を建て、また、それぞれの藩でも、学校を建てる者がありました。そこへはいれるのは、武士の子どもにかぎられていました。そこで、町人や農民の子どもは、寺子屋に入って勉強したのでした。寺子屋では読み、書き、そろばんが教えられました。

そのころ幕府のすすめた学問は、儒学という中国の学問で、儒学は、幕府が政治を行なうえに、たいそうつごうのよいものでした。

このように、寺子屋は、士農工商の身分制を説明す

る教材や、儒学普及の文脈における町人・農民の子ども們の学習を示す教材として取り上げられた。『くにのあゆみ』における寺子屋記述の背景にあった歴史認識は、学習指導要領の示す教育内容に反映し、1950年代の検定教科書にも現れた。

#### 4. 戦後における寺子屋記述の展開

##### (1) 民衆性・前近代性を示す教材としての寺子屋

先述の通り、昭和4年には、乙竹・石川による研究によって、寺子屋の民衆的独自性や前近代性について指摘されていた。『くにのあゆみ』ほか昭和20年代の小学校歴史教科書には、主にこれらに対する批判的寺子屋認識が反映していた。しかし、戦後の日本教育史研究では、寺子屋から民衆性や前近代性を見出そうとする研究も進められていく。次第に、寺子屋をめぐる事実を詳細に研究し、封建秩序の制限を突破しようという意識や封建権力からの独立・抵抗・挑戦の活動を見出そうとする研究が現れた<sup>33)</sup>。

海後宗臣『改訂新しい社会』五年上（東京書籍、昭和30（1955）年）では、江戸期の町人生活の隆盛を説明する事例の一つとして、以下のように述べた<sup>34)</sup>。

町人のために寺子屋ができる、かんたんな読み書きそろばんを教えるようになりました。

海後宗臣『新編新しい社会』五年上（東京書籍、昭和32（1957）年刊）でも、「ゆたかな町人」の項のなかで寺子屋を同様に取り上げた。同教科書の巻末に収録された単元内容を示す「内容一覧表」には、以下のように記された<sup>35)</sup>。

豊かな町人の生活〈商業がさかんになり交通路が発達する、江戸や大阪を中心に品物の取引が全国的に行われる、金貸しをする町人が現れる、町人の子どもが行く寺子屋ができる、町人の文化娯楽が生まれる〉

昭和30年代には、町人生活の隆盛を説明する教材の一つとして、寺子屋が位置付けられることがあった。

昭和33（1958）年、小学校学習指導要領が告示された。それにより、第6学年社会科では、内容(7)に

よると、鎖国中に「国内の諸産業や都市が発達し、町人の経済力や文化が高まり、武士の支配はしだいに弱くなってきた」ことを内容として取り扱うことになった。なお、昭和30年の指導要領に見られた江戸期の身分固定に関する内容は見られない。この時期の検定教科書である重松鷹泰ほか『小学社会』六年上（大阪書籍、昭和35（1960）年刊）では、「町人の文化」の項に、町人だけでなく農民の子どもも寺子屋に通うことが記述された<sup>36)</sup>。町人・農民の発展という文脈において寺子屋は扱われ始めた。

ただし、川崎庸之ほか『標準社会』六年上（教育出版、昭和36（1961）年）では、「新しい学問のおこり」の項で以下のように記している<sup>37)</sup>。

学校〔藩校など〕にはいれるものは、武士の子どもにかぎっていましたので、勉強をのぞむ町人や農民の子は、寺子屋で読み・書き・そろばんをならいました。

教育出版の教科書では、細谷俊夫ほか『社会』六年上（教育出版、昭和37（1962）年刊）には寺子屋の記述が見あたらないが、その2年後に発行された細谷俊夫ほか『新版標準社会』六年上（教育出版、昭和39（1964）年刊）には、「新しい学問のおこり」の項で以下のように記された<sup>38)</sup>。

中国からつたわった儒学はさかんになり、大名のなかにも、藩内に学校を建て、儒学者をよんで、学問にはげむものがでてきました。農民や町人の子どもは、寺子屋にかよって「読み・書き・そろばん」をならいました。

このように、昭和30年代の小学校歴史教科書には、町人・農民の発展および学問の発展という文脈において、寺子屋記述が現れている。

##### (2) 文化発展の原動力としての寺子屋

1970年代以降は、寺子屋研究がさらに進展した。寺子屋の社会史的研究が進み、町村の社会的・経済的状況と寺子屋就学との関連が検討され始め、寺子屋における町人・農民の識字や計算の学習が注目されていく<sup>39)</sup>。また、昭和43（1970）年改訂の小学校

学習指導要領では、第6学年社会科の内容(2)一オにおいて、「この時代の教育機関の普及発達などが明治維新以後の日本の近代化の母胎になったことを考えること」という内容が明示された。昭和52(1977)年改訂の小学校学習指導要領では、第6学年社会科の内容から先述の「この時代の教育機関の普及発達などが明治維新以後の日本の近代化の母胎になったことを考えること」という内容が削除された。しかし、後の文化発展の原動力としての寺子屋認識は、2000年代の検定教科書にも引き継がれている。

例えば、重松鷹泰ほか『小学社会』6年上(大阪書籍、昭和55(1980)年)では、「寺子屋」という項が立てられ、以下のように述べている<sup>40)</sup>。

**寺子屋** 産業がおこり商業がさかんになると、取引や毎日のくらしに、文字を読んだり書いたり、そろばんで計算したりすることが必要になります。そこで町や村でも、僧や神官・浪人・名主(庄屋)などが、寺子屋を開いて子どもを集め、「読み・書き・そろばん」を教えるようになりました。寺子屋は、江戸時代の中頃からふえはじめ、幕末には全国で何万という数にのぼったといわれます。こうした寺子屋の教育が、のちに、明治時代になって、新しい文化を発展させる大きな力となりました。

ここでは、寺子屋での読書算の学習が明治の文化発展の基礎として捉えられている。清水毅四郎ほか『小学社会』6年上(大阪書籍、平成17(2005)年)でも、昭和55年刊のものとほぼ同様の表現がなされた<sup>41)</sup>。

そのほか、伊東光晴ほか『小学社会』6上(教育出版、平成17年)には、本文外の囲みに以下のように記されている<sup>42)</sup>。

**寺子屋と学問** 江戸時代には、武士や僧、医者などが先生になって、農民や町人の子どもに読み書きやそろばんを教える寺子屋が各地につくられました。寺子屋は、人々の間に学問を広く行きわたらせ、文化をさらに発展させる役目を果たしました。

ここでは、後の文化発展に寺子屋が果たした役割に

言及した。水越敏行ほか『小学生の社会―日本のあゆみ』6上(日本文教出版、平成17年)も、この教科書と同様の表現がなされた<sup>43)</sup>。佐々木毅ほか『新編新しい社会』6上(東京書籍、平成17年)では教育の発展の文脈において<sup>44)</sup>、森隆夫ほか『社会』6上(光村出版、平成17年)では学問発展の文脈において<sup>45)</sup>、寺子屋を記述している。

なお、成田克矢ほか『新しい社会』6上(東京書籍、昭和55年)では、「農民や町人のくらし」の項で以下のように述べている<sup>46)</sup>。

このころには、農村や町に寺子屋という塾がつくれられ、生活に必要な読み書き、そろばんや、親には孝をつくせ、上のもののいうことにしたがえなどと説く道徳を教えていました。学問は、長い間、貴族や僧、武士だけのものでしたが、農民や町人の子も、寺子屋で学ぶことができるようになったのです。

一見、『くにのあゆみ』以来の身分制維持機関としての寺子屋認識に基づいているようだが、農民・町人の子が寺子屋で学べるようになったことを強調する記述である。教育発展を示す教材としての寺子屋記述といえよう。

このように、昭和50年代以降の小学校歴史教科書における寺子屋は、江戸中期以後の文化・教育・学問を発展させる原動力として記述されるようになった。その背景には、昭和30年代以降の学習指導要領の改訂だけではなく、昭和30年代以後の町人・農民の発展要因としての寺子屋認識や1970年代以降の社会史的寺子屋研究の進展もあった。

## おわりに

以上、近現代の小学校歴史教科書における寺子屋記述を検討した。小学校歴史教科書における寺子屋記述は、時代とともに変化してきた。

明治初期の小学校歴史教科書には寺子屋記述は見あたらなかったが、明治10年代以降の教科書にはまれに見られるようになった。その背景には、日本教

育史研究における江戸時代の初等教育機関としての寺子屋認識の確立、小学校歴史教育課程の改革による文化・風俗・人物等の教材化があった。このなかで、寺子屋は、徳川吉宗に関する教材または郷土史教材として取り扱われていた。

ただ、教科書国定化が実現すると、寺子屋記述は尋常小学校歴史教科書に採用されず、以後、教材として選択されないままとなった。その背景には、寺子屋を教育研究の対象として位置づけていた、日本教育史研究があつた。

再び寺子屋を初等普通教育の教材として復活させたのは、最後の国定教科書『くにのあゆみ』であつた。以後、戦後の検定教科書に至ると、寺子屋を「当たり前」のように記述するようになった。その背景には、文化・学問・教育発展の文脈において寺子屋を捉える研究があつた。このなかで、寺子屋は、戦後直後には、封建制・身分制体制の維持に関わる教材として扱われていた。昭和30年代以降になると、文化発展に関わる教材として扱われるようになり、現在に至っている。なお、郷土史教材として、明治にも戦後にも扱われたことがあった点もここに付記しておきたい。

このように、小学校歴史教科書における寺子屋記述は、教育課程の改革だけでなく、寺子屋研究の進展を背景として変化してきた。寺子屋という小学校歴史教材は、日本教育史研究の進展とともに寺子屋認識の変遷と無関係ではなかった。

なお、本稿では、国定教科書における寺子屋記述不在の理由、および『くにのあゆみ』や戦後検定教科書における寺子屋記述の採用過程などについて、十分に検討できなかつた。これらは、小学校教科書の皆尽調査の可能性を探りつつ、今後の研究の課題としていかなければならぬだろう。

## 注

- 1) 教育史学会編『教育史研究の最前線』日本図書センター、2007、pp.225～254
- 2) 佐藤卓己『八月十五日の神話』ちくま新書、筑

摩書房、2005、p.193

- 3) 君島和彦『教科書の思想—日本と韓国の近現代史』すざわ書店、1996、p.16
- 4) 本稿は、鈴木理恵「歴史教育における遣唐使の発見—メディアとしての教科書分析」(教育史フォーラム・京都編『教育史フォーラム』第2号、2007、pp.35～54)に学んだところが大きい。
- 5) 史資料として用いた小学校歴史教科書は、主に、海後宗臣編『日本教科書大系』近代編第18巻～20巻(講談社、1963)および広島大学附属中央図書館教科書コレクションに所収のものを利用した。
- 6) 本文中の近代日本教科書史については、「歴史教科書総解説」海後宗臣編『日本教科書大系』(近代編第20巻、講談社、1962、pp.524～605)、梶山雅史『近代日本教科書史研究—明治期検定制度の成立と崩壊』(ミネルヴァ書房、1988)、中村紀久二『教科書の社会史—明治維新から敗戦まで』(岩波新書、岩波書店、1992)、海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』(東京書籍、1999)を参照。
- 7) 文部省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第1巻、龍吟社、1938、p.777
- 8) 教育史編纂会編、同上、p.777
- 9) 文部省編『日本教育史略』文部省、1877、pp.6～7
- 10) 文部省編、同上、p.215
- 11) 文部省『日本教育概観』、文部省、1884、pp.14～15
- 12) 椿時中編『小学国史紀事本末』下巻、龍雲堂、1883(海後編『日本教科書体系』第18巻、pp.616～617)
- 13) 当時の文部省の教育史調査事業については、日本教育史資料研究会編『日本教育史資料』の研究』(玉川大学出版部、1986)を参照。
- 14) 文部省『日本近世教育概観』文部省、1887、pp.15～16
- 15) 文部省、同上、pp.16～17
- 16) 佐藤誠実編『日本教育史』上巻、文部省、1890、

- p. 233
- 17) 佐藤誠実編『日本教育史』下巻, 文部省, 1891,  
pp. 134~135
- 18) 大日本教育会『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』大日本教育会, 1892, 緒言
- 19) 山縣悌三郎『小学校用日本歴史』巻之下, 学海指針社, 1888 (海後編『日本教科書体系』第19巻,  
pp. 165~166)
- 20) 海後編, 同上, p. 165
- 21) 村上政太郎『三重県史談』崇文堂, 1893, 38丁  
裏表
- 22) 普及舎編『小学国史』巻三, 普及舎, 1900 (海  
後編『日本教科書体系』第19巻, p. 363)
- 23) 文部省『日本教育史』弘道館, 1910, p. 213
- 24) 文部省, 同上, pp. 258~259
- 25) 文部省『くにのあゆみ』下, 文部省, 1946, pp. 15  
~16 (家永三郎編『くにのあゆみ』編纂始末) 民  
衆社, 2001, pp. 141~142)
- 26) 丸山国雄『新国史の教育—「くにのあゆみ」に  
ついて』惇信堂, 1947, pp. 272~273
- 27) 乙竹岩造『日本庶民教育史』目黒書店, 1929 (復  
刻版, 臨川書店, 1970)
- 28) 石川謙『日本庶民教育史』刀江書院, 1929
- 29) 広岡亮蔵『封建反動の教育《日本篇》』海後勝雄・  
広岡亮蔵編『近代教育史 I』誠文堂新光社, 1951,  
p. 299
- 30) 海後宗臣『改訂新しい社会科』四年上, 東京書  
籍, 1951, pp. 67~68
- 31) 日本社会科教育連盟『標準小学社会』六年上,  
教育出版, 1954, p. 80
- 32) 日本社会科教育連盟『標準小学社会新訂版』六  
年上, 教育出版, 1956, pp. 76~77
- 33) 例えば, 小松周吉「幕末期の寺子屋及び郷学に  
おける近代化について」(『金沢大学教育学部紀要』  
人文・社会・教育科学編第12号, 1964, pp. 181~  
200) など.
- 34) 海後宗臣『改訂新しい社会』五年上, 東京書籍,  
1955, p. 35
- 35) 海後宗臣『新編新しい社会』五年上, 東京書籍,  
1957, p. 119
- 36) 重松鷹泰ほか『小学社会』六年上, 大阪書籍,  
1960, p. 93
- 37) 川崎庸之ほか『標準社会』六年上, 教育出版,  
1961, p. 76
- 38) 細谷俊夫ほか『新版標準社会』六年上, 教育出  
版, 1964, pp. 68~69
- 39) 例えば, R・ドーア『江戸時代の教育』(岩波書  
店, 1970), 高橋敏『日本民衆教育史研究』(未來  
社, 1978), 利根啓三郎『寺子屋と庶民教育の実証  
的研究』(雄山閣出版, 1981), 八鍬友広「近世社  
会と識字」(日本教育学会編『教育学研究』第70  
巻第4号, 2003, pp. 524~535) など.
- 40) 重松鷹泰ほか『小学社会』6年上, 大阪書籍,  
1980, p. 108
- 41) 清水毅四郎ほか『小学社会』6年上, 大阪書籍,  
2005, p. 68
- 42) 伊東光晴ほか『小学社会』6上, 教育出版, 2005,  
p. 67
- 43) 水越敏行ほか『小学生の社会—日本のあゆみ』  
6上, 日本文教出版, 2005, p. 64
- 44) 佐々木毅ほか『新編新しい社会』6上, 東京書  
籍, 2005, p. 77
- 45) 森隆夫ほか『社会』6上, 光村出版, 2005, p. 79
- 46) 成田克矢ほか『新しい社会』6上, 東京書籍,  
1980, p. 91

〈付記〉本研究を進めるにあたって、鳥取県立図書館  
の高橋真太郎司書に有益な情報提供をいただいた。  
研究における図書館の重要性を改めて感じた次第  
である。ここに記して感謝申し上げる。